

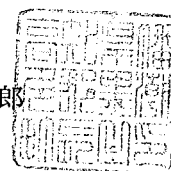
黒潮町公告第9号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年号外法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に共する。

令和6年3月13日

黒潮町長 松本 敏郎



1. 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり（大井川地区）
2. 縦覧場所  
黒潮町佐賀 1092 番地 1  
黒潮町役場 海洋森林課 及び黒潮町ホームページ
3. 本公告により、黒潮町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。